



市長 C評価となった課題を整理してください。他に意見等なければ、次回以降の庁議において継続審議とします。続いて、審議事項2「狛江市立岩戸児童センター及び狛江市立北部児童館の指定管理者再指定について」の説明をお願いします。

部長 狛江市立岩戸児童センターは、平成18年度から指定管理者制度が導入されてから、直近の平成31年度から令和5年度までを含めたすべての期間を社会福祉法人雲柱社が指定管理者として当該事業を行っています。また、狛江市立北部児童館は、平成31年度に開設し、平成31年度から令和5年度までの期間を株式会社こどもの森が指定管理者として当該事業を行っています。この度、法人の指定期間満了に当たり、令和6年度から令和10年度までの狛江市立岩戸児童センター及び狛江市立北部児童館の指定管理者について、狛江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定に基づき、公募によらない指定管理者の再指定を行いたいと考えています。公募によらない指定管理者再指定に関する指針第3項、公募によらない指定管理者再指定の手続に基づき、6月19日に両事業者に継続の意思確認を求めたところ、社会福祉法人雲柱社からは7月26日付けで、株式会社こどもの森からは7月28日付けで継続の意思があることが確認できました。指定管理者検証委員会設置要綱第8条第1項の規定に基づき、10月6日に指定管理者検証委員会において検証していただき、別紙のとおり社会福祉法人雲柱社及び株式会社こどもの森の総合評価は、B「期待値をやや上回る」となりました。総合評価がA、B、Cの場合、継続指定管理者として選定し、同第8条第2項に基づき、狛江市指名業者選定委員会へ報告したところです。

なお、当指定管理業務については債務負担行為を組んでおり、令和6年度から10年度の5年間で狛江市立岩戸児童センターは3億円、狛江市立北部児童館は2億7,200万円の見込みとなっています。検証委員会及び指名業者選定委員会では、社会福祉法人雲柱社及び株式会社こどもの森が指定管理者として継続することが相応しいとの結果となったため、審議をお願いします。

市長 岩戸児童センター検証結果で評価が高くなっている、その他とは何ですか。  
部長 特記事項として、今回は特に配慮が必要な児童へきめ細かな対応ができていたため、その他として評価しています。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項3「狛江市体育施設の指定管理者再指定について」の説明をお願いします。

部長 狛江市の体育施設は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの第一期、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの第二期、平成31年4月1日からの第三期についても狛江市体育協会・東京アスレティッククラブ共同事業体と協定を結び、管理をお願いしています。指定期間が令和5年度末で

終了となりますが、現行の指定管理者より令和6年度以降においても継続して指定管理を行いたい旨の意思表示がありました。狛江市教育委員会が所管する公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する規則第3条第1項第3号に「現にその管理の委託を行い、又は指定管理者による管理を行っている公の施設にあつては、当該公の施設に係る安定した事業活動及び事業効果が相当程度期待できる」場合には、当該団体を指定管理者の候補者として選定できるという規定があります。担当課としては、現指定管理者の実施状況等に鑑み、この規定に沿って公募によらずに指定管理者を再指定することとし、狛江市教育委員会が所管する公の施設に係る公募によらない指定管理者再指定に関する指針に基づき、手続を進めてきました。7月24日付けで現指定管理者より指定申請書が提出され、指針第3項第2号の規定により狛江市教育委員会が所管する公の施設に係る指定管理者検証委員会を8月28日に実施し、検証を行いました。検証項目は施設利用状況、事業収支、職員配置、事業の実施状況、管理運営全般、施設の維持管理、サービスの維持向上、危機管理対策、利用者評価、その他の10項目について、最高5から最低1までの5段階で評価を行い、最高Aから最低Eまでの5段階で総合評価を行っております。その結果、10項目については4が4つ、3が6つとなり、総合評価については期待値をやや上回るBとなりました。また、特筆すべき点として、客観的指標である第三者評価において市の体育施設として良好な管理運営状態であるA評価を受けていること、地域貢献への意識や施設の維持管理の能力が高いこと、利用者アンケートでの評価も良好であることが挙げられます。また、施設利用者数や事業収支については、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にありましたが、施設の運営に当たっては感染症対策に真摯に努め、現在では回復傾向にあることを確認しました。狛江市の体育施設の指定管理業務に関する協定書第2条に「民間事業者である能力を活用しつつ、市民に対する施設サービスの効果及び効率を向上させ、もって健康で文化的な生活の向上に寄与する」と指定管理者の指定の意義が規定されています。検証委員会では現指定管理者はこの意義に沿って指定管理業務を実施できていると判断しました。以上のことを9月14日の教育委員会定例会で承認いただいた上で10月12日の狛江市指名業者選定委員会にて報告をいたしました。

市長 評価内容がわかるように資料に記載してください。特に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項1「令和5年度文書管理の監査結果について」を報告してください。

部長 狛江市文書管理規則第73条第1項の規定により令和4年度の文書管理を

対象とする監査を8月から10月にかけて実施しました。令和5年度の監査では、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律が自治体へ直接適用されることになったことに伴い、他自治体における国の個人情報保護委員会の監査状況を踏まえ、特に取り扱う個人情報が多い部署である市民課、課税課、福祉保健部、子ども家庭部及び教育部並びに令和4年度文書監査を行った際に課題のあった地域活性課及び環境政策課を対象に実施しました。

なお、監査結果については、狛江市文書管理規則第73条第3項の規定に基づき、狛江市行政不服審査会に報告しており、11月15日より市民に公表します。全庁的に文書管理についてお願いしたいこととしては、個人情報を含む文書についての保存は施錠できるスペースで行うこと、その鍵の管理も徹底すること、令和5年3月より電子決裁が導入されており、各部署においては電子文書と紙文書の混在がないよう徹底すること、紙の文書だけでなくデータの管理も保存年限に基づき適切に管理をすることを改めてお願いします。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 主管課と監査の評価結果が異なる場合には、あるべき姿の認識が異なっている可能性があります。文書管理も懲罰の対象となったため、注意してください。

市長 続いて、報告事項2「南北自由通路“おしチャリナッジ”検討チーム報告書について」を報告してください。

部長 5月に設置した南北自由通路“おしチャリナッジ”検討チームにおいて、8月に行ったおしチャリ施策の効果検証を踏まえ、検討した結果を報告するものです。報告書2ページから11ページまでは、検討の経過と効果検証の結果をまとめています。9ページを御覧ください。8月14日から28日までに行った効果検証では、施策の介入直前の43.9%であったおしチャリ率は、日を追うごとに徐々に数値を上がり、最終的には90.9%まで引き上げることができ、施策の効果を確認することができました。これら検証の結果を踏まえて、12ページから16ページまでおしチャリ施策の方向性についてまとめています。15ページから16ページに、狛江駅周辺の道路について「人に優しく、歩いていて楽しい道路空間」にするための方策の中で、9つの提言を掲げています。集約すると以下の3つのポイントにまとめられます。1つ目は15ページのとおり、ハード的な面から、今回のようなベンチの配置に加えて、車止めの形状と配置、路盤材・照明等を工夫することで、人々が歩きやすく滞留しやすい道路空間を創出すること。2つ目は16ページのとおり、ソフト的な面から、メッセージサインを含めた表示物は、空間的な調和と統一感を持たせるため、空間デザインとグラフィックデザインの観点から

検討すること。3つ目として、令和6年春から始まる「ほこみち制度」とも絡めて、新たなブランディング戦略として、狛江駅周辺エリアの道路の呼称の変更を検討していくこと。以上が検討チームとしての報告内容となります。17ページ以降は、補足資料として「ナッジ理論について」をまとめています。また、今回の検討チームで得られたナッジ理論についての知見を広く庁内に周知するため、11月10日に「庁内におけるナッジ活用事例報告会」を庁内職員向けに開催します。開催通知は別途発出します。

なお、今回の検討チームの活動は本報告書をもって10月17日付けで解散となりますが、今後の庁内でのナッジの横展開の枠組みについては引き続き検討していきます。

- 副市長 提言内容については、主管課で検証していくのでしょうか。
- 部長 ほこみち事業としてはまちづくり法人、自転車・歩行者専用道路で自転車を押して歩くという取組は道路交通課とまちづくり法人で連携して進めていきます。
- 市長 続いて、報告事項3「東京外かく環状道路（関越～東名）工事の安全施工と市民生活の安心安全の確保に向けた取組みの強化について」を報告してください。
- 部長 野川サイクリング道路は狛江市が都から占用許可を受けて管理しており、その工作物であるアスファルト舗装に損傷があった場合は、市が補修しています。本件は、当該サイクリング道路のアスファルト舗装が幅10cm、深さ20cm程度で陥没した5箇所を、東京外かく環状道路（関越～東名）の工事事業者が市に無断で応急復旧し、報告もなかった件について、事業者へ要請を行ったものです。要請内容としては、市との連絡体制を強化し、市域の道路、野川サイクリング道路等で損傷等を発見した際には、迅速に管理者へ連絡すること、本件に伴い市民等へ対応する際には、舗装損傷個所の説明等を丁寧に行うとともに、迅速に管理者へ情報提供すること、市が舗装損傷の発生原因調査を行う場合には、調査に協力することの3点です。
- 市長 本件は調布市に情報提供しましたか。
- 部長 情報提供済みです。
- 市長 原因究明が重要となるため、都と連携して本件について対応してください。続いて、報告事項4「生産緑地地区の買取申出について」を報告してください。
- 部長 10月6日に生産緑地買取申出書の提出がありました。当該生産緑地地区の位置は、狛江市和泉本町三丁目1124番1にあり、狛江市市民総合体育館の隣接地となっています。土地の地目は「畑」、面積は558㎡です。昭和50年12月27日に指定した旧法指定の生産緑地地区であることから、期間経過

を事由に買取申出書が提出され、買取り希望価格は3億5,000万円(平米単価627,250円)です。また、当該生産緑地地区の北側隣接地には、同所有者が当該生産緑地地区と一体に耕作する土地78㎡(和泉本町三丁目1124番4及び1126番3)があり、合計面積は636㎡となります。今後のスケジュールとしては、生産緑地法第12条第2項に基づき、買取申出に対して「買取る又は買取らない旨の通知」を1箇月以内に行う規定とされているため、11月5日までに通知を行う必要があります。その後、生産緑地法に基づく解除を1月5日、都市計画法に基づく生産緑地地区の解除を令和6年12月頃を予定しています。当該生産緑地地区については、庁議後、各部長宛てに買取希望について確認するため、10月19日正午までに回答をお願いします。

市長 市民総合体育館の隣接地ということで建替えの際には活用可能性のある土地であると思います。しかし提示された金額と市が買い取る際の単価との乖離があること、また、買い取りの際には補助金を充てたいと考えているため、用途等検討してください。

その他ありますか。

部長 労働安全衛生規則の改正に伴う取扱い等についてです。労働安全衛生規則の改正に伴い、今月から新たに最大積載量2t以上5t未満の貨物自動車における昇降設備の設置及び作業員の保護帽の着用が義務付けとなりました。各所属においては、所属職員が職務に当たり貨物自動車の昇降設備を用いる場合は、保護帽の着用及びテールゲートリフターをステップとして使用する場合は、留意事項等に十分注意して作業するよう徹底をお願いします。テールゲートリフターがない場合も、2t以上のトラックの荷台で積み下ろし作業を行う際には、保護帽着用のほか、はしごやステップ台等の使用が義務付けられるため、注意してください。これらはすでに適用となっているため、今後2t以上のトラックで作業する場合は、保護帽の着用、ステップ台等の使用をお願いします。

なお、他課での借用利用の多い総務課車両及び安心安全課車両については、車両に保護帽を備え付ける予定です。その他、各所属の業務において使用している車両は、所属ごとに対応をお願いします。併せて、同規則の改正に伴い、令和6年2月からテールゲートリフター操作者に対する特別教育の受講が義務化される予定です。特別教育については、総務課にて庁内での講習の開催を予定しています。また、8月30日庁議でも報告したとおり、令和5年度は庁用自動車における事故が多く発生していることから、車内に庁用自動車使用に当たっての確認事項や事故発生時の対応等をまとめたマニュアルを備え付けることとします。マニュアルには、乗車前・乗車中・乗車後における注意事項や事故等が発生した場合の対処フロー等を掲載し、車両台数分

用意します。各車両管理者が確認の上、車内に備え付け、乗車時に活用するようお願いします。

副市長      本改正については10月1日施行ですが、なぜこのタイミングとなったのですか。

部 長      国からの通知が10月5日にあったことから、本日の庁議となりましたが、法改正なので事前に把握しておくべきもので、確認が不足しておりました。

市 長      他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、10月25日午前10時15分から開催します。